～県民の皆さまへ～

県民まちなみ緑化事業に係る民間事業者の営業行為について（ご注意）

兵庫県　都市政策課

昨今、一部の地域において、学校や住民団体等に対し、県民まちなみ緑化事業の名称を用いて、「自己負担は不要、申請手続きは業者が行う」など、事業内容について誤解を招く説明・営業行為を行う民間事業者が確認されています。

本事業は補助事業であり、申請者となる県民の皆さまが主体となって行う緑化活動を支援させていただく制度です。当初の緑地整備に要する経費を補助させていただいていますが、事業実施後の緑地の維持管理についても申請者が主体となって行っていただきます（事業完了後５年間は、毎年、維持管理状況を報告いただきます。）。事業の趣旨や制度内容をご理解の上、活用をご検討いただきますようお願いします。

＊本事業の推進に際して、県が、特定の民間事業者を推奨、認定又は斡旋することはありません。

＊補助金の交付は、県による現地確認や申請書類の審査（補助要件への適合性等）を経て決定されます。

＊事業の活用に際してご不明な点がある場合は、県にお問い合わせ・ご相談いただきますようお願いします。